

第309回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和4年7月22日（金）午後2時59分～午後4時17分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

- (1) 委員：大賀紀代子委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員
- (2) 行政庁職員：浜田建築部長、森永宅地課長、川口審査第一班主査、鈴木審査第二班主査、中村企画調査班主査
- (3) 事務局職員：三田建築管理課長、中野計画調整班主査、三宅計画調整班主任技師

4 議 題

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

ウ 議案第3号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

オ 議案第5号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

カ 議案第 6 号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホ

千葉県開発審査会付議基準第 15 「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地等における専用住宅の建築」に該当する建築行為等

(2) 千葉県開発審査会付議基準の改正について

ア 付議基準第 8、第 11、第 17、第 18、第 19、第 20 の改正

(3) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第 1 号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第 2 号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第 3 号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第 4 号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第 5 号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

カ 議案第 6 号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) 千葉県開発審査会付議基準の改正について

ア 付議基準第 8、第 11、第 17、第 18、第 19、第 20 の改正

改正内容について説明した。

(3) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は、令和 4 年 9 月 30 日（金）と決定した。